

IC タイムリコーダー パートナー規約

本規約は株式会社オープントーン（以下、当社）が製造・販売・運営を行う「IC タイムリコーダー」（以下、本サービス）の販売に関するパートナーシップ規約になります。パートナーは申し込み時に本規約に必ず同意する必要があります。

（言葉の定義）

第1条 本規約における言葉の定義を以下のとおりとします。

本サービス 当社が製造・販売・運営を行う勤怠管理サービス「IC タイムリコーダー」のコンピューターシステムならびに、ユーザーサポート。

パートナー 本利用規約に同意し、申し込みを実施し、当社により登録された本サービスの販売支援を行う法人・個人を指す。

ユーザー 別途「IC タイムリコーダー利用規約」に同意し、当社により本サービスに登録されたシステム利用者を指す。

契約前ユーザー 「IC タイムリコーダー」導入を検討している、契約前ユーザー。トライアルユーザーも含む。

（規約の内容）

第2条 パートナーは本規約に基づき、本サービスのライセンスの販売支援を行います。当社は本規約に基づき販売手数料をパートナーに支払うものとします。

なお、パートナーが販売支援活動のために要した営業・宣伝活動に関する費用は別途書面による合意がない限り、一切お支払い致しません。

（パートナー規約の地位）

第3条 パートナーはパートナー自身の屋号・社名・個人名で営業・宣伝活動を行います。当社社名により販売活動を行うことはできません。

また、本サービスの利用契約は、当社とユーザー間で行うものとします。当社はパートナーの獲得したユーザーに対して、本サービスの「IC タイムリコーダー利用規約」に基づき本サービスを提供します。

（パートナー規約の適用）

第4条 本規約は当社とパートナー間に生ずる一切の關係に適用されます。

2. パートナー規約と個別契約の規定が異なるときは、個別契約の規定がパートナー規約に優先して適用するものとします。

（通知）

第5条 当社からパートナーへの通知は、パートナー規約等に特段の定めのない限り、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の規定に基づき、当社からパートナーの通知を電子メールの送信又は当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、パートナーに対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

（パートナー規約の変更）

第6条 当社は、パートナー規約を合理的な理由に基づき、かつパートナーに重大な問題が生じない範囲で、随時

変更することがあります。なお、この場合には、パートナーの条件その他パートナー規約の内容は、変更後の新パートナー規約を適用するものとします。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、30日の予告期間において、変更後の新パートナー規約の内容をパートナーに通知するものとします。

(権利義務譲渡の禁止)

第7条 パートナーは、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、パートナー規約上の地位、パートナー規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとします。

(報奨金)

第8条 当社はパートナーが紹介したユーザーが「IC タイムリコーダー」利用規約に締結し、かつ、利用料金が支払われた入金実績に対して、報奨金を支払います。尚、利用料金の支払いの遅延、解約等による未払いが発生した場合には報奨金は支払われないものとします。

2. 報奨金の支払いは、パートナーの金融機関口座に振り込み支払いされるものとします。尚、その際発生する金融機関手数料を差し引いた金額を入金するものとする。
3. 報奨金の支払いは、6か月毎とし、6月末日、および、12月末日を締め日として、その日までに「IC タイムリコーダー」利用料金の支払いが完了した分について、それぞれ、8月10日、2月10日に支払われるものとします。
4. 当社は別紙Aに定める報奨金をパートナーに支払うものとします。
5. 報奨金に消費税は加算されないものとします。

ただし、紹介報奨金に限り、契約前ユーザーに対してパートナーに支払うものとします。

(合意管轄)

第9条 パートナーと当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所をもって合意による専属管轄裁判所とします。

(準拠法)

第10条 パートナー規約等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第11条 パートナー規約等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、パートナー規約等の何れかの部分が無効である場合でも、パートナー規約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

(パートナー規約の締結等)

第12条 パートナー規約は、パートナーが、当社所定のパートナー申込書を当社に提出した時点で同意したものとします。

2. 当社は、前各項その他パートナー規約の規定にかかわらず、パートナーが次の各号のいずれかに該当する場合には、パートナー規約又はパートナー変更契約を締結しないことができます。
 - (1) パートナー規約等に違反したことを理由としてパートナー規約を解除されたことがあるとき
 - (2) パートナー申込書又はパートナー変更申込書に虚偽の記載、誤記があったとき又は記入もれがあった

とき

(3) その他当社が不相当と判断したとき

(変更通知)

第13条 パートナーは、その商号若しくは名称、本店所在地若しくは住所、連絡先、報酬振込先その他パートナー申込書のパートナーにかかわる事項に変更があるときは、当社の定める方法により変更予定日の30日前までに当社に通知するものとします。

2. 当社は、パートナーが前項に従った通知を怠ったことによりパートナーが通知の不到達その他の事由により損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(規約期間)

第14条 パートナー規約期間は、パートナー規約締結から満1年とする。ただし、当社が定める方法により期間満了30日前までにパートナー又は当社から別段の意思表示がないときは、パートナー規約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

2. 当社は、パートナー規約期間満了の30日前までに、パートナーにパートナー規約の変更内容を通知することにより、更新後におけるパートナー規約の種類、内容及び報酬料金その他パートナー規約内容を変更することができるものとします。

(パートナーからのパートナー規約の解約)

第15条 パートナーは、解約希望日の30日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、解約希望日をもってパートナー規約を解約することができるものとします。なお、解約希望日の記載のない場合又は、解約希望通知到達日から解約希望日までの期間が30日未満の場合、解約希望通知が当社に到達した翌々月の末日をパートナーの解約希望日とみなすものとします。

(当社からのパートナー規約の解約)

第16条 当社は、パートナーが次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、パートナーへの事前の通知若しくは催告を要することなくパートナー規約の全部若しくは一部を解約することができるものとします。

- (1) パートナー申込書、パートナー変更申込書その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
- (2) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (3) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な不安が生じた場合
- (4) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
- (5) パートナー規約等に違反し当社がかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内には是正されない場合
- (6) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
- (7) パートナー規約を履行することが困難となる事由が生じた場合

(反社会的勢力排除に関する表明・確約)

第17条 パートナー又はパートナーの下請負者(下請負が数次にわたるときはその全てを含む。)は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他のこれらに準ずる者(以下、まとめて「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(反社会的勢力排除に関する契約解除)

第18条 当社は、パートナー、その代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む）が次の各号の一に該当する場合、何らの催促を要せずに、本契約を解除することができます。

- (1) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき。
- (4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (5) 自らまたは第三者を利用して、甲又は甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、又は脅迫的言辞を用いたとき

2. 当社は、前項の規定により、本契約ならびにそれに付随する契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとします。

3. 反社会的勢力であるかどうかは、警視庁、暴力団追放運動推進都民センター、その他これに準ずる機関の認定、通告、勧告等によります。

(契約終了後の処理)

第19条 パートナーは、パートナー規約が終了した場合、パートナー規約の利用にあたって当社から提供を受けた機器、ソフトウェア及びそれに関わる全ての資料等（当該ソフトウェア及び資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）をパートナー規約終了後直ちに当社に返還し、パートナー設備などに格納されたソフトウェア及び資料等については、パートナーの責任で消去するものとします。

2. 当社は、パートナー規約が終了した場合、パートナー規約にあたってパートナーから提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）をパートナー規約終了後直ちにパートナーに返還し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当社の責任で消去するものとします。

(自己責任の原則)

第20条 パートナーは、販売支援活動に伴い、自己の責に帰すべき事由で第三者（ユーザーを含み、国内外を問いません。本条において以下同じとします。）に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。パートナーが販売支援活動に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対してクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. パートナーは、パートナー等がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合、当社に対して、当該損害の賠償を行うものとします。

(パートナー責任者)

第21条 パートナーは、販売支援活動の利用に関するパートナー責任者をあらかじめ定めた上、第12条所定のパートナー申込書に記載して当社へ通知するものとし、販売支援活動に関する当社との連絡・確認等は、原則としてパートナー責任者を通じて行うものとします。

2. パートナーは、パートナー申込書に記載したパートナー責任者に変更が生じた場合、当社に対し、パートナー変更申込書にて速やかに通知するものとします。

(禁止事項)

第22条 パートナーはパートナー規約の利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社若しくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) パートナー規約の内容やパートナー規約により利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 法令若しくは公序良俗に違反し、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為
- (4) 第三者になりすましてパートナー規約を利用する行為
- (5) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- (6) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

2. パートナーは、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。

3. 当社は、パートナー規約に関して、パートナー等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること又はパートナー等の提供した情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前にパートナーに通知することなく、パートナー規約の全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、パートナー等の行為又はパートナー等が提供又は伝送する（パートナーの利用とみなされる場合も含まれます。）情報（データ、電子メール、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

（商号・商標等の使用許諾）

第23条 当社はパートナーに以下のものを提供するものとします。ただし、利用は本サービスの販売支援活動に限ります。

- (1) 当社が指定する商号・商標
- (2) 当社が指定するサービスマーク
- (3) その他当社が特に指定したもの

（看板、広告宣伝等）

第24条 パートナーは「IC タイムリコーダー」利用契約獲得のためにパートナーの責任により独自の宣伝活動を行うことができます。ただし、当社がパートナーにその活動内容の変更や取り消しを求めた場合は速やかに従うものとします。

（権利帰属）

第25条 当社が貸与・提供した営業・販促資料、技術資料、ソフトウェア、マニュアル等（有体物の所有権及び無体財産権を含む。）及び著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。以下同じとします。）に関する一切の権利は当社に帰属するものとします。

（秘密情報の取り扱い）

第26条 パートナー及び当社は、販売支援活動遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

(4) パートナー規約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

(5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2. 前各項の定めにかかわらず、パートナー及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、パートナー及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を販売支援活動遂行目的の範囲内でのみ使用し、販売支援活動遂行上必要な範囲内で秘密情報を記載した資料等(以下本条において「資料等」といいます。)を複製又は改変(以下本項においてあわせて「複製等」といいます。)することができるものとします。この場合、パートナー及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、販売支援活動遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。

(個人情報の取り扱い)

第27条 パートナー及び当社は、相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。)を第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め、当社個人情報規定並びに関連法令を遵守するものとします。

2. 本条の規定は、パートナーシップ終了後も有効に存続するものとします。

(損害賠償の制限)

第28条 当社は本規約に関する損害賠償は受けないものとします。

(免責)

第29条 本サービス又はパートナー規約等に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由によりパートナー等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

(1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力

(2) ユーザー設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等ユーザーの接続環境の障害

(3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害

(4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルスの本サービス用設備への侵入

(5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受

(6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等をユーザー等が遵守しないことに起因して発生した損害

(7) 本サービス用設備のうち当社の製造に係らないソフトウェア(OS、ミドルウェア)及びデータベースに起因して発生した損害

(8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害

- (9) 本サービスにより送付される電子メールによる損害
 - (10) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (11) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分
 - (12) 当社の責に帰すべからざる事由による納品物の搬送途中での紛失等の事故
 - (13) 再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき当社に過失などの帰責事由がない場合
 - (14) その他当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、ユーザーが本サービスを利用することによりパートナー等と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

附則(実施期日)

2015年8月1日制定

2021年7月1日改定

2022年7月1日改定

別紙 A

報奨金については以下のとおりにします。

1. 月額報奨金について

6月末日、12月末日を締め日とし6か月期間に、入金された金額に20%をかけたもの。

2. 紹介報奨金について

「IC タイムリコーダー」に関し資料請求またはトライアル申込1件に3000円をかけたもの。

ただし以下の要件を満たすものに限りです。

- ・契約前ユーザー情報（社名、担当者名、住所、電話番号、メールアドレス）があり、お客様と連絡が取れたもの。
- ・契約前ユーザーとの連絡の結果「IC タイムリコーダー」に対する資料請求・トライアル申込の意思が確認できたもの。
- ・契約前ユーザー、紹介一件につき、初回問い合わせのみ。（1社紹介に1回のみ）